

令和元年8月1日施行予定の「武豊町遺児手当の改正」の 施行時期・内容を変更します

▶ 問合せ 役場子育て支援課

昨年6月1日号広報たけとよにてお伝えした武豊町遺児手当の改正につきまして、改正内容を変更することとなりました。児童扶養手当(国)および県遺児手当(県)の改正を参考にし、総合的な判断のもと、実施します。

改正内容の変更点は以下のとおりです。

改正内容変更点

変更点① 所得制限導入時期

変更前
令和元年8月分
から適用



変更後
令和元年11月分から適用
※10月分までは所得制限は適用しません

扶養親族別所得制限一覧表(変更なし)

	0人	1人	2人	3人	4人目以降の加算額
受給資格者	1,920,000円	2,300,000円	2,680,000円	3,060,000円	380,000円
配偶者・扶養義務者	2,360,000円	2,740,000円	3,120,000円	3,500,000円	380,000円

※老人扶養、特定扶養等がある場合は、所得限度額に一定額を加算

※所得制限限度額は愛知県支給規則による規定に応じて改定されます

変更点② 支払時期の変更

※21日が土・日曜日、祝日の場合は直前の
金融機関営業日が支払日になります

変更前
【年3回(21日)支払】
令和元年8月から
8月支払(4月～7月分)
12月支払(8月～11月分)
4月支払(12月～3月分)



変更後
【年6回(21日)支払】
令和元年11月から
11月支払(9・10月分)
1月支払(11・12月分)
3月支払(1・2月分)
5月支払(3・4月分)
7月支払(5・6月分)
9月支払(7・8月分)

※令和元年度において9月分の支払いは、9月に行うため、11月支払は10月分のみとなります

